

政令第四百四号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項、第七十二条第一項及び第六十条並びに同法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条第一項中「令和二年四月分」を「令和三年四月分」に、「令和元年五月三十一日」を「令和二年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和元年六月一日」を「令和二年六月一日」に、「四・八一八」を「四・八一三」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第四百四号）」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令（令和三年政令第四百四号）」に、「平成三十年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を

改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項の項から改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第四項の項までを次のように改める。

改正前地共済法 附則第二十八条 の十二の二第二 項	次の各号に掲げる 第四十四条の二（第四十四 条の三から第四十四条の五 まで	名目手取り賃金変動率が一を下回る 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適 用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第 四十三条の五まで
当該各号に定める率 とする。 一 名目手取り賃金変動率 が一を下回り、かつ、物 価変動率が名目手取り賃	名目手取り賃金変動率 とする。	

	<p>金変動率を下回る場合</p> <p>名目手取り賃金変動率</p> <p>二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率</p>	
<p>改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第三項</p>	<p>物価変動率が</p> <p>第四十四条の三（第四十四条の五</p>	<p>物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>改正前地共済法附則第二十八条</p>	<p>次の各号に掲げる</p> <p>第四十四条の四（第四十四</p>	<p>名目手取り賃金変動率が一を下回る</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適</p>

の十二の二第四	条の五	用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
項	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率
とする。	とする。	
一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合		
名目手取り賃金変動率が一を上回る場合		
二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（		
物価変動率が一を上回る		

	場合を除く。） 物価変動率
--	---------------

第十一条第一項の表第四十三條の二第四項の項中「第四十三條の二第四項」を「第四十三條の二第三項」に改める。

第十二條第一項の表平成十二年地共済改正法附則第十一條の二第二項の項を次のように改める。

平成十二年地共済改正法附則第十一條の二第二項	次の各号に掲げる	適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回る
法第四十四條の二（法第四十四條の三から第四十四條の五まで	同条（適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の三から第四十三條の五まで	同条（適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の三から第四十三條の五まで
当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	名目手取り賃金変動率
とする。	とする。	とする。

-
- 一 法第四十四条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率
- 二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が
-

	名目手取り賃金変動率を 上回る場合 物価変動率
--	----------------------------

第十二条第一項の表平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第二項第一号の項を削り、同表平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第三項の項及び平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第四項の項を次のように改める。

平成十二年地共 済改正法附則第 十一条の二第三 項	物価変動率が	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一 項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手 取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変 動率。以下この項及び第五項において「物価変動率 」という。）が
平成十二年地共	法第四十四条の三（法第四 十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適 用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
平成十二年地共	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る

<p>濟改正法附則第 十一條の二第四 項</p>	<p>法第四十四條の四（法第四 十四條の五</p> <p>當該各号に定める率</p>	<p>適用する改正後厚生年金保險法第四十三條の四（適 用する改正後厚生年金保險法第四十三條の五</p> <p>名目手取り賃金變動率</p>
	<p>とする。</p> <p>一 名目手取り賃金變動率 が一を下回り、かつ、物 価變動率が名目手取り賃 金變動率以下となる場合</p> <p>名目手取り賃金變動率</p> <p>二 名目手取り賃金變動率 が一を下回り、かつ、物 価變動率が名目手取り賃 金變動率を上回る場合（</p>	<p>とする。</p>

	<p>物価変動率が一を上回る 場合を除く。） 物価変 動率</p>	
--	---	--

第十四条第一項の表なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項の項からなお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第四項の項までを次のように改める。

<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項</p>	<p>次の各号に掲げる 第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五まで 当該各号に定める率 とする。 一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物</p>	<p>名目手取り賃金変動率が一を下回る 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで 名目手取り賃金変動率 とする。</p>
---------------------------------------	---	--

<p>なお効力を有す</p>	<p>三項 条の十二の二第 法附則第二十八 る改正前地共済 なお効力を有す</p>	
<p>次の各号に掲げる</p>	<p>物価変動率が 第四十四条の三（第四十四 条の五</p>	<p>価変動率が名目手取り賃 金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率 二 物価変動率が一を下回 り、かつ、物価変動率が 名目手取り賃金変動率を 上回る場合 物価変動率</p>
<p>名目手取り賃金変動率が一を下回る</p>	<p>物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>	

<p>る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の二第 四項</p>	<p>第四十四条の四（第四十四 条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適 用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>当該各号に定める率</p> <p>とする。</p> <p>一 名目手取り賃金変動率 が一を下回り、かつ、物 価変動率が名目手取り賃 金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率</p> <p>二 名目手取り賃金変動率 が一を下回り、かつ、物 価変動率が名目手取り賃 金変動率を上回る場合（</p>	<p>名目手取り賃金変動率</p> <p>とする。</p>	

物価変動率が一を上回る
 場合を除く。) 物価変
 動率

第十七条第一項の表改正後厚生年金保険法第四十三条の二第四項の項中「第四十三条の二第四項」を「
 第四十三条の二第三項」に改める。

第十八条第一項の表附則第十一条の二第二項の項を次のように改める。

<p>附則第十一条の 二第二項</p>	<p>次の各号に掲げる</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一 項に規定する名目手取り賃金変動率(以下「名目手 取り賃金変動率」という。)が一を下回る</p>
<p>法第四十四条の二(法第四 十四条の三から第四十四条 の五まで</p>	<p>同条(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の 三から第四十三条の五まで</p>	
<p>当該各号に定める率</p>	<p>名目手取り賃金変動率</p>	

とする。

一 法第四十四条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回

とする。

	り、かつ、物価変動率が 名目手取り賃金変動率を 上回る場合 物価変動率
--	---

第十八条第一項の表附則第十一条の二第二項第一号の項を削り、同表附則第十一条の二第三項の項及び
附則第十一条の二第四項の項を次のように改める。

附則第十一条の 二第三項	物価変動率が	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一 項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手 取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変 動率。以下この項及び第五項において「物価変動率 」という。）が
附則第十一条の 次の各号に掲げる	法第四十四条の三（法第四 十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適 用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
		名目手取り賃金変動率が一を下回る

二第四項

<p>法第四十四条の四（法第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>当該各号に定める率</p>	<p>名目手取り賃金変動率</p>
<p>とする。</p> <p>一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合</p> <p>名目手取り賃金変動率</p> <p>二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（</p>	<p>とする。</p>

物価変動率が一を上回る
場合を除く。) 物価変
動率

第五十四条第一項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率」を「物価変動率が名目手取り賃金変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下同じ。）を上回るときは、名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第二項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）」に改め、同項各号を削る。

第二百二十二条第一項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率」を「物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第二項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名

目手取り賃金変動率)」に改め、同項各号を削る。

(令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正)

第三条 令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令(平成二十八年政令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

本則中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、本則の表中「一・二二三」を「一・二二二」に、「一・二三三」を「一・二三二」に、「一・二六〇」を「一・二五九」に、「一・二六六」を「一・二六五」に、「一・二七二」を「一・二七一」に、「一・二八二」を「一・二八一」に、「一・二九三」を「一・二九二」に、「一・二九四」を「一・二九三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

2 令和三年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号

) 附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号) 附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

理由

令和三年度における地方議会議員であった者に係る旧退職年金等の年金額の改定等を行うほか、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。